(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2004-348636 (P2004-348636A)

(43) 公開日 平成16年12月9日(2004.12.9)

(51) Int.C1. ⁷	F I		テーマコード(参考)	
GO6K 19/07	GO6K	19/00	M 5BO35	
GO6K 17/00	G06K	17/00	B 5B058	
HO4B 5/02	GO6K	17/00	F 5KO12	
	HO4B	5/02		
	GO6K	19/00	Н	
		審査請求	未請求 請求項の数 15 OL (全 14	<u>頁)</u>
(21) 出願番号	特願2003-147592 (P2003-147592)	 (71) 出願人	. 000006013	
(22) 出願日	平成15年5月26日 (2003.5.26)		三菱電機株式会社	
			東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	
		(74) 代理人	100099461	
			弁理士 溝井 章司	
		(74)代理人		
			弁理士 竹内 三明	
		(74)代理人		
		(_ () 115 1	弁理士 山地 博人	
		(74)代理人		
		(70) 70 FB +x	弁理士 小原 寿美子	
		(72) 発明者		_
			東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	=
			菱電機株式会社内	
			最終頁に続	<

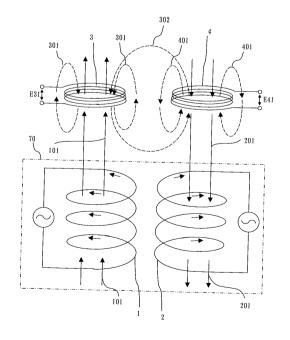
(54) 【発明の名称】照合処理装置及び端末装置及びリーダライタ装置

(57)【要約】

【課題】電磁誘導を乱すような外乱の影響を受けにくい 非接触型ICカード及びカードリーダライタを実現する

【解決手段】非接触型ICカードにそれぞれ巻き数が同じで巻き方向が逆の二つの電磁誘導コイル3、4を設け(図では電磁誘導コイル3、4のみを図示)、カードリーダライタ70にそれぞれ巻き数が同じで巻き方向が逆の二つの磁束発生コイル1、2を設け、非接触型ICカードをカードリーダライタに所定距離以内で接近させた際に、磁束発生コイル1、2が互いに逆方向の磁束101、102を非接触型ICカードに印加し、電磁誘導コイル3が磁束101より誘導起電力E31を発生させ、電磁誘導コイル4が磁束102より誘導起電力E41を発生させて2倍の誘導起電力を得ることができ、また、非接触型ICカードに外乱の磁束が加わった場合には、電磁誘導コイル3、4が相互に打消し合う誘導起電力を発生させる。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項1】

磁束を発生させる所定のリーダライタ装置に所定距離以内で接近させた際に、電磁誘導に基づく起電力を発生させて前記リーダライタ装置との間で所定の照合処理を行う照合処理 装置であって。

所定の巻き数及び巻き方向で形成された第1の電磁誘導コイルと、

前記第1の電磁誘導コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆の第2の電磁誘導コイルとを備えることを特徴とする照合処理装置。

【請求項2】

所定の方向の磁束を発生させる第 1 の磁束発生コイルと、前記第 1 の磁束発生コイルの磁束と逆方向の磁束を発生させる第 2 の磁束発生コイルとを備えるリーダライタ装置に所定距離以内で接近させた際に、

前記第1の電磁誘導コイルは、

前記リーダライタ装置の第1の磁束発生コイルからの磁束により所定の方向の起電力を発生させ、

前記第2の電磁誘導コイルは、

前記リーダライタ装置の第2の磁束発生コイルからの磁束により前記第1の電磁誘導コイルの起電力と同じ方向の起電力を発生させることを特徴とする請求項1に記載の照合処理装置。

【請求項3】

前記照合処理装置は、

前記第1の電磁誘導コイル及び前記第2の電磁誘導コイルのそれぞれが同等の大きさの起電力を発生させることを特徴とする請求項2に記載の照合処理装置。

【請求項4】

前記照合処理装置は、

前記リーダライタ装置からの磁束以外の外乱の磁束が印加された際に、前記第1の電磁誘導コイル及び前記第2の電磁誘導コイルが互いに逆方向の起電力を発生させることを特徴とする請求項1に記載の照合処理装置。

【請求項5】

前記照合処理装置は、更に、

半導体チップを備え、

前記第1の電磁誘導コイルの一端を前記半導体チップに接続し、前記第1の電磁誘導コイルの他端を前記第2の電磁誘導コイルの一端に接続し、前記第2の電磁誘導コイルの他端を前記半導体チップに接続していることを特徴とする請求項1に記載の照合処理装置。

【請求項6】

前記照合処理装置は、更に、

半導体チップを備え、

前記第1の電磁誘導コイルの一端を前記半導体チップに接続し、前記第1の電磁誘導コイルの他端と前記第2の電磁誘導コイルの一端とを前記半導体チップ内で接続し、前記第2の電磁誘導コイルの他端を前記半導体チップに接続していることを特徴とする請求項1に記載の照合処理装置。

【請求項7】

磁束を発生させる所定のリーダライタ装置に所定距離以内で接近させた際に、電磁誘導に基づく起電力を発生させて前記リーダライタ装置との間で所定の照合処理を行う端末装置であって、

所定の巻き数及び巻き方向で形成された第1の電磁誘導コイルと、

前記第1の電磁誘導コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆の第2の電磁誘導コイルとを備えることを特徴とする端末装置。

【請求項8】

所定の方向の磁束を発生させる第1の磁束発生コイルと、前記第1の磁束発生コイルの磁

20

10

30

40

(3)

束と逆方向の磁束を発生させる第2の磁束発生コイルとを備えるリーダライタ装置に所定 距離以内で接近させた際に、

前記第1の電磁誘導コイルは、

前記リーダライタ装置の第1の磁束発生コイルからの磁束により所定の方向の起電力を発生させ、

前記第2の電磁誘導コイルは、

前記リーダライタ装置の第2の磁束発生コイルからの磁束により前記第1の電磁誘導コイルの起電力と同じ方向の起電力を発生させることを特徴とする請求項7に記載の端末装置

【請求項9】

前記端末装置は、

前記第1の電磁誘導コイル及び前記第2の電磁誘導コイルのそれぞれが同等の大きさの起電力を発生させることを特徴とする請求項8に記載の端末装置。

【請求項10】

前記端末装置は、

前記リーダライタ装置からの磁束以外の外乱の磁束が印加された際に、前記第1の電磁誘導コイル及び前記第2の電磁誘導コイルが互いに逆方向の起電力を発生させることを特徴とする請求項7に記載の端末装置。

【請求項11】

所定の照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に、前記照合処理装置に磁束を印加し、前記照合処理装置に電磁誘導に基づく起電力を発生させて前記照合処理装置との間で所定の照合処理を行うリーダライタ装置であって、

所定の巻き数及び巻き方向で形成され、前記照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に前記照合処理装置に所定の方向の磁束を印加する第1の磁束発生コイルと、

前記第1の磁束発生コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆であり、前記照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に前記照合処理装置に前記第1の磁束発生コイルの磁束と逆方向の磁束を印加する第2の磁束発生コイルとを備えることを特徴とするリーダライタ装置

【請求項12】

所定の巻き数及び巻き方向で形成された第 1 の電磁誘導コイルと、前記第 1 の電磁誘導コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆の第 2 の電磁誘導コイルとを備える照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に、

前記第1の磁束発生コイルは、

前記照合処理装置の第1の電磁誘導コイルに所定の方向の磁束を印加して前記第1の電磁 誘導コイルに所定方向の起電力を発生させ、

前記第2の磁束発生コイルは、

前記照合処理装置の第2の電磁誘導コイルに前記第1の磁束発生コイルの磁束と逆方向の磁束を印加して前記第2の電磁誘導コイルに前記第1の電磁誘導コイルと同じ方向の起電力を発生させることを特徴とする請求項11に記載のリーダライタ装置。

【請求項13】

所定の場合に電磁誘導に基づく起電力を発生させて所定の照合処理を行う照合処理装置と

前記照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に、前記照合処理装置に磁束を印加し、前記照合処理装置に電磁誘導に基づく起電力を発生させて前記照合処理装置との間で照合処理を行うリーダライタ装置とを備える照合処理システムであって、

前記照合処理装置は、

所定の巻き数及び巻き方向で形成された第1の電磁誘導コイルと、

前記第1の電磁誘導コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆の第2の電磁誘導コイルとを備え、

前記リーダライタ装置は、

10

30

20

30

所定の巻き数及び巻き方向で形成され、前記照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に前記照合処理装置の第1の電磁誘導コイルに所定の方向の磁束を印加する第1の磁束発生コイルと、

前記第1の磁束発生コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆であり、前記照合処理装置を所定距離以内で接近させた際に前記照合処理装置の第2の電磁誘導コイルに前記第1の磁束発生コイルの磁束と逆方向の磁束を印加する第2の磁束発生コイルとを備えることを特徴とする照合処理システム。

【請求項14】

前記照合処理装置を前記リーダライタ装置に所定距離以内で接近させた際に、

前記照合処理装置において、

前記第1の電磁誘導コイルは、

前記リーダライタ装置の第1の磁束発生コイルからの磁束により所定の方向の起電力を発生させ、

前記第2の電磁誘導コイルは、

前記リーダライタ装置の第2の磁束発生コイルからの磁束により前記第1の電磁誘導コイルの起電力と同じ方向の起電力を発生させることを特徴とする請求項13に記載の照合処理システム。

【請求項15】

前記照合処理装置は、

前記第1の電磁誘導コイル及び前記第2の電磁誘導コイルのそれぞれが同等の大きさの起電力を発生させることを特徴とする請求項14に記載の照合処理システム。

【発明の詳細な説明】

[0001]

【発明の属する技術分野】

こ の 発 明 は 、 照 合 処 理 装 置 、 リ ー ダ ラ イ タ 装 置 、 端 末 装 置 、 照 合 処 理 シ ス テ ム に 関 す る 。

[0002]

【従来の技術】

所定のリーダライタ装置との間で照合用データを送受信して所定の照合処理を行う照合処理装置は、例えば、ICカード形式で、電気錠の開錠、勤怠(出勤・退勤)の入力、通勤・通学定期券、カード決済(電子マネー)に使用されている。このようなICカードは単体状態のまま、カードリーダライタで情報の読み書きする。ICカードは、カードのデータを読み取るカードリーダライタとの情報の読み書き、ICカードに内蔵されたCPU(Central Processing Unit)、メモリ等を作動させるための電力供給の手段により、接触型と非接触型に分類される。

接触型のICカードは、カード表面に情報読み書き、電力供給のための接点端子を有し、カードリーダライタに接触させ、カードリーダライタとのデータ交換とCPU、メモリへの電力の供給を行なうようになっている。

非接触型のICカードは、電磁誘導コイルを内蔵しており、カードリーダライタに所定距離以内で接近させた場合にこの内蔵電磁誘導コイルで受ける磁束によってカードリーダライタとのデータ交換とCPU、メモリへの電力の供給を行なうようになっている。

[0 0 0 3]

非接触型のICカードに対応するカードリーダライタでは、その内部にリーダアンテナが 設置されている。リーダアンテナは巻き方向が一である導線ループコイルにより形成され ている。

一方、非接触型の I C カードは、 C P U 、メモリ等の半導体チップ、巻き方向が一である電磁誘導コイルを内蔵しており、この内蔵の電磁誘導コイルにより、カードリーダライタに内蔵されたリーダアンテナ(巻き方向が一である導線ループコイル)より発せられる磁束を受信することで、電磁誘導に基づく起電力を発生させ、カードリーダライタとのデータ交換と C P U 、メモリへの電力の供給を行なうようになっている。

即ち、巻き方向が一である電磁誘導コイルと巻き方向が一であるリーダアンテナ(導線ル

10

20

30

40

ープコイル)が一対で構成されている。このような非接触型ICカードをカードリーダライタにかざすだけで、電磁誘導原理によって、非接触型ICカードへの電力の供給、及び情報の読み書きが完結する。

[0004]

一般的な非接触型のICカードは、半導体チップ(CPU、メモリ等)、電磁誘導コイル、データ入出力端子等が、カード基盤(PVC(塩化ビニルコンパウンド)樹脂、ABS(アクリロニトリル・プタジエン・スチレン)樹脂、PET(ポリエチレンテレフタレート)等)に埋め込まれて構成される。

[0005]

また、このような非接触型ICカード及びカードリーダライタの応用例として、特開2003-6688号公報に記載の「運賃精算システムとその精算方法及び運賃精算システム用のコンピュータプログラム」がある。

当該公報の開示技術では、鉄道の定期券にデビットカード機能を付与し、デビットカードの認証を行うための認証データを格納した非接触型ICカードを定期券の所有者に携帯させ、各駅の自動改札装置に非接触型ICカードから認証データを読み取るための読取装置(カードリーダライタ)を設置し、定期券所有者が定期券区間外の駅の自動改札装置を通過する際に、自動改札装置に設置された読取装置(カードリーダライタ)が定期券所有者が携帯する非接触型ICカードから認証データを読み取り、自動改札装置において、定期券内のデビットカードから読み取った顧客データと認証データとを照合して個人認証を行い、認証に成功した場合にデビットカードに対して乗り越し運賃の精算を行う。

[00006]

【特許文献1】

特開 2 0 0 3 - 6 6 8 8 号公報

[0 0 0 7]

【発明が解決しようとする課題】

前述の特開 2 0 0 3 - 6 6 8 8 号公報の応用例をはじめ、電子マネー等への応用が期待されている非接触型ICカード(実用されているものとしてフェリカカード、スイカカード等がある)は電磁誘導原理を応用して、情報の受け渡し、電力供給をおこなっているため、電磁誘導を乱すような外乱(カードリーダライタ以外からの磁界)を受けた場合、情報の受け渡し、電力供給が不充分となり、カードリーダライタと非接触型ICカード間での送受信に乱れが生じる場合があった。

なお、電磁誘導を乱すような外乱としては、非接触型ICカードを携帯機器に搭載した場合等に、携帯機器に搭載されているスピーカ、バイブレータ等から出る磁界等が考えられる。

[0008]

そこで、本発明は、電磁誘導を乱すような外乱に対して、強い照合処理装置及びリーダライタ装置を提供することを目的の一つとする。

また、本発明は携帯電話機のような端末装置に実装可能な照合処理装置を提供することを目的の一つとする。

[0009]

【課題を解決するための手段】

本発明に係る照合処理装置は、

磁束を発生させる所定のリーダライタ装置に所定距離以内で接近させた際に、電磁誘導に基づく起電力を発生させて前記リーダライタ装置との間で所定の照合処理を行う照合処理 装置であって、

所定の巻き数及び巻き方向で形成された第1の電磁誘導コイルと、

前記第1の電磁誘導コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆の第2の電磁誘導コイルとを備えることを特徴とする。

[0 0 1 0]

【発明の実施の形態】

20

30

実施の形態1.

果たす電磁誘導コイル3、4が、互いに巻き方向が逆で、巻き数が同じになるように形成されている。なお、電磁誘導コイル3、4は、第1の電磁誘導コイル、第2の電磁誘導コイルの例に相当する。また、電磁誘導コイル3、4の巻き数は完全に一致していることが望ましいが、電磁誘導コイル3が電磁誘導により発生させる誘導起電力と電磁誘導コイル4が電磁誘導により発生させる誘導起電力とであれば、巻き数が完全に一致していなくもよい。

半導体チップ 5 は、例えば、図 1 2 に示す構成となっており、CPU(Central Processing Unit) 5 1、メモリ 5 2、インタフェース 5 3 から構成される。

CPU51は、中央演算処理装置であり、非接触型ICカード50の全ての処理を制御する。例えば、セキュリティ確保のため、非接触型ICカードの内蔵データの暗号処理演算を行う。また、暗号処理専用のプロセッサを別途追加してもよい。

メモリ52は、一時的なデータを読み書きするためのRAM(Random Access Memory)、プログラムを格納するために使用する読み出し専用メモリであるROM(Read Only Memory)、おもにデータを格納するために使用する書き込み可能なメモリであるEEPROM(Electrically Erasableprogrammable Read‐Only Memory)から構成されている

インタフェース53は、非接触型ICカード50と外部との通信制御を行う。

半導体チップ 5 は電磁誘導コイル 3 の一端 A と、電磁誘導コイル 4 の他端 B と接続されている。そして、電磁誘導コイル 3 の他端 C と電磁誘導コイル 4 の一端 D とが接続されている。つまり、図 2 では、巻き方向の異なる一対の電磁誘導コイルが、閉じた回路で構成されている。

このように配線し、図1に示すようにそれぞれの電磁誘導コイルに磁束を印加することによって、電磁誘導コイルが一個の場合に比べて2倍の起電力を得られることになる。

[0011]

図1は、図2に示した非接触型ICカードとカードリーダライタ(リーダライタ装置)との相互作用を説明する図である。なお、非接触型ICカードとカードリーダライタとを組み合わせたものを非接触型ID識別システム(照合処理システム)という。

図1では、説明の便宜のため、非接触型ICカードの構成要素のうち電磁誘導コイル3、4のみを抜き出して図示している。電磁誘導コイル3、4は、図2に示したものと同様であり、互いに巻き方向が逆で、巻き数が同じになるように形成されている。また、図1では電磁誘導コイル3、4の配置が図2と異なっているが、図1の配置と図2の配置は機能的には同じである。

図1において、カードリーダライタ70には、磁束発生コイル1、2が配置されている。(なお、図1では、説明の便宜のため、磁束発生コイル1、2のみを図示している。カードリーダライタ70の全体の構成は後述する。)磁束発生コイル1、2は、それぞれ巻き数が同じで巻き方向が逆に形成されている。また、磁束発生コイル1、2で発生する磁束は大きさが同じで、磁束方向が互いに逆方向となる。

磁束発生コイル1、2は、第1の磁束発生コイル、第2の磁束発生コイルの例に相当する

0

[0012]

50

20

30

20

30

40

50

ここで、カードリーダライタ70の構成例を図13に示す。

図 1 3 に示すように、カードリーダライタ 7 0 は機能的に、アンテナ部 7 0 1 、電波インタフェース 7 0 2 、制御システム 7 0 3 に分けることができる。

アンテナ部 7 0 1 には、図 1 に示された磁束発生コイル 1 、 2 が配置されており、非接触型 I C カード 5 0 を所定距離以内で接近させた場合に、磁束を発生させるとともに、非接触型 I C カード 5 0 との間で照合処理のためのデータ送受信を行う。

電波インタフェース702はアンテナ部701とのインタフェースとなり、カードリーダライタの内蔵データを非接触型ICカードに送信するための送信機と、非接触型ICカードから送信されたデータを受信するための受信機から構成される。

制御システム703は、CPU、メモリ等で構成され、カードリーダライタ70全体の制御を行う。

[0 0 1 3]

次に、図1に示す非接触型ID識別システムにおける電磁誘導のメカニズムを説明する。磁束発生コイル1、2から発生した磁束101、201(磁束201は磁束101と方向が逆方向)により、磁束の変化(磁束101、201)を妨げる向きの誘導起電力(E=/ t : 磁束密度の変化、 t:時間)が、電磁誘導コイル3、4に生じる。これにより、電磁誘導コイル3、4により磁束301、401が生じる。

電磁誘導コイル3に発生する誘導起電力をE31とすると、電磁誘導コイル4に発生する誘導起電力E41=E31となる(磁束101と磁束201の密度が同じで、電磁誘導コイル3と電磁誘導コイル4の巻き数が同じで巻き方向が逆のとき)。つまり、図1及び図2に示す非接触型ICカードを図1に示すリーダライタに所定距離内で接近させた場合に、電磁誘導コイル3と電磁誘導コイル4でそれぞれ同等の大きさで同じ方向の起電力が発生する。そして、図1及び図2に示す非接触型ICカードで発生する起電力の大きさは、従来の非接触型ICカード(電磁誘導コイルが1つ)を従来のリーダライタ(磁束発生コイルが1つ)に所定距離以内で接近させた場合に発生する起電力の2倍となる。

そして、図1より、このように配置された電磁誘導コイル3、4より発生した磁束301 、401は効率よく閉じたループ302を形成することになる。

即ち、電磁誘導コイル3、4が近接している為、磁束のループが強化される。即ちロスが 少なくなる。

このように、本実施の形態に係る非接触型 I D 識別システムでは、図 1 に示すように、リーダライタの磁束発生コイル 1、 2 に対して、それぞれ電磁誘導コイル 3、 4 が一対一で対応した位置関係を保持することにより、磁束 3 0 1、 4 0 1 を発生させ効率よく閉じたループ 3 0 2 を形成するようになる。

換言すると、リーダライタの磁束発生コイル 1 、 2 に対して、電磁誘導コイル 3 、 4 の位置決めが確定できるようにする必要がある。

[0014]

ここで、図2に示す非接触型ICカード50に外乱(外部からの磁束変動)が加わった場合について説明する。図2に示す非接触型ICカード50に外乱が加わる場合としては、例えば、図2に示す非接触型ICカードを携帯電話機に実装した場合であって、携帯電話機のスピーカ、バイブレータ等を発生源とする磁束(外乱)が非接触型ICカードに作用した場合がある。

[0015]

図 2 の非接触型 I C カードでは、外乱(外部からの磁束変動)を受けた場合に電磁誘導コイル 3 で発生する起電力と電磁誘導コイル 4 で発生する起電力とは互いに逆向きとなるため、電磁誘導コイル 3 で発生した起電力と電磁誘導コイル 4 で発生した起電力は相互に打消し合うこととなる。

図3は、図2に示す非接触型ICカードの電磁誘導コイル3、4に外部から磁束401(外乱)がかかった状態を示す。

磁束401として考えられるものは、例えば、携帯電話機に非接触型ICカードを搭載する場合において、携帯電話機のスピーカ、バイブレータ等の磁石・電磁石等からの磁気・

磁束が考えられる。

電磁 誘導 コイル 3 、 4 に外 乱 で あ る 磁 束 6 0 1 が 作 用 す る と 、 電 磁 誘 導 コ イ ル 3 と 電 磁 誘 導コイル 4 では、この磁束 6 0 1 を打ち消すような起電力が発生し磁束 3 0 3 、 4 0 3 が 発生する。

この場合において、磁束303、403が発生することは、電磁誘導コイル3、4により 発生する起電力の方向が相互に逆となり、相互に起電力を打ち消すこととなる。

即ち、図2に示すように電磁誘導コイルを配置した非接触型ICカードは、外乱に対して 強いということができる。

[0016]

このように、本実施の形態では、非接触型ICカード(照合処理装置)に巻き数が同等で 巻き方向が逆の2つの電磁誘導コイルを設け、カードリーダライタ(リーダライタ装置) に巻き数が同等で巻き方向が逆の 2 つの磁束発生コイルを設けたため、非接触型 I C カー ドとカードリーダライタとを所定距離以内で接近させた場合に、両者の相互作用により、 電磁誘導コイルが1つの場合に比べて2倍の起電力を得ることができる。

また、2倍の起電力を得ることで、非接触型ICカードに搭載されているCPUやメモリ に 供 給 で き る 電 力 が 大 き く な り 、 例 え ば 、 C P U に 複 雑 か つ 高 度 な 演 算 処 理 を 実 行 さ せ る ことが可能になる。また、これにより、例えば、CPUに複雑かつ高度な暗号化及び復号 化処理を実行させることが可能になり、カードリーダライタとのデータ交換のセキュリテ ィを向上させることができる。

[0017]

また、本実施の形態に係る非接触型ICカード、カードリーダライタに外乱による一方向 の磁束が印加された場合でも、外乱の磁束を打ち消すことができるため、非接触型ICカ ードとカードリーダライタ間の通信を安定して行うことができる。

また、外乱によって一方向の磁束が印加された際に外乱の磁束を打ち消すことで、外乱の 磁束による起電力の発生を抑えることができ、非接触型ICカード、カードリーダライタ 単体としても、外乱の磁束により発生する起電力によりCPUやメモリが損傷することを 防止できる効果がある。

[0018]

実施の形態2.

図4は、実施の形態1に係る非接触型ICカード50の構成例を示す模式図である。

カードリーダライタは、図1及び図13と同じ構成であるので説明を省略する。

実 施 の 形 態 1 に お け る 非 接 触 型 I C カ ー ド と 同 じ く 、 電 磁 誘 導 コ イ ル 3 0 、 4 0 は 、 巻 き 数が同等で巻き方向が逆の一対の電磁誘導コイルである。

また、半導体チップ5の構成は図12に示す通りである。

図4の非接触型ICカードを用いた際の電磁誘導のメカニズムは、実施の形態1の場合と 同じなので説明を省略する。

図 4 の非接触型 I C カード 5 0 の特徴は、電磁誘導コイル 3 0 、 4 0 が、実施の形態 1 の 場合とは異なり、それぞれの始端と終端が半導体チップ5に接続され、個別に閉じたコイ ルとして配線し、半導体チップ5に配線することにある。

電 磁 誘 導 コ イ ル 3 0 、 4 0 は 半 導 体 チ ッ プ 5 内 の C P U 、 メ モ リ 等 に 図 5 の よ う に 配 線 ・ 40 接続される。

[0019]

このように配置された電磁誘導コイル30、40は、外乱(外部からの磁束変動)を受け た際に、それぞれ逆方向の起電力が発生しようとする為、互いに起電力を打消し合うこと となり、外乱の影響を受けにくくなる。

また、本実施の形態に係る非接触型ICカードは、実施の形態1に示した非接触型ICカ ードと同様に、巻き数が同じで巻き方向が逆の2つの電磁誘導コイルを備えるため、電磁 誘導コイルが1つの非接触型ICカードに比べて2倍の起電力を得ることができる。

[0020]

実施の形態3.

20

30

10

20

30

40

50

本実施の形態では、実施の形態1及び実施の形態2に示した非接触型ICカードを端末装置の一例である携帯電話機に搭載する例について説明する。なお、以下では、非接触型ICカードを携帯電話機に搭載するとは、非接触型ICカードそのもの(ICカードそのもの)を携帯電話機に実装する場合と、非接触型ICカードそのものでなくカード基盤(PVC樹脂、ABS樹脂、PET等)を除いた他の構成要素(2つの電磁誘導コイル、半導体チップ、データ入出力端子等及びこれらを接続する配線)を例えば一体成形により携帯電話機のケースに実装する場合の両者をいう。

[0021]

図 6 、図 7 は、一体型の携帯電話機 1 0 0 に非接触型 I C カード 5 0 を搭載した例を示す透視模式図である。

図 6 は、携帯電話機 1 0 0 の正面を示した図であり、図 7 は携帯電話機 1 0 0 の背面を示した図である。

図 6 に示すように、携帯電話機 1 0 0 は、液晶表示部 8 、操作キー 1 0 等を有する。また、フロントケース 6 側内部には、イヤピース(受話スピーカ) 7 が内蔵されている。

図 7 は、携帯電話機 1 0 0 の背面を示す透視図であり、図 7 では、携帯電話機 1 0 0 の背面(リアケース側の面)に実施の形態 1 で示した非接触型 I C カード 5 0 を搭載している

非接触型 I Cカード 5 0 は、半導体チップ(CPU、メモリ等) 5 0 5 、電磁誘導コイル 5 0 3 、 5 0 4 は互いに巻き方向が逆で、巻き数が同じになるように形成されている。

非接触型ICカード50を携帯電話機100に搭載した場合に、非接触型ICカード50は、受話スピーカ7及び、アラームスピーカ(呼出し用スピーカ、図示せず)、バイブレータ(図示せず)等を発生源とする外乱の磁束を受けることになるが、実施の形態1及び実施の形態2で説明したように、非接触型ICカード50はこれら磁束の影響を打ち消すことができ、携帯電話機100に搭載した場合でもカードリーダライタとの間で円滑に照合処理を行うことができる。

非接触型ICカード50の実装の方法は、携帯電話機のリアケースの内側に貼付け等、或いはリアケースへの一体成形等によって、配置・固定することができる。

[0022]

図8は、側面に非接触型ICカード50を搭載した一体型の携帯電話機100を携帯電話機100の背面から見た状態を示す透視図である。

非接触型 I Cカード 5 0 は、半導体チップ(CPU、メモリ等) 5 0 5 、電磁誘導コイル 5 0 3 、 5 0 4 は互いに巻き方向が逆で、巻き数が同じになるように形成されている。

この場合、非接触型ICカード50は、受話スピーカ7或いは、アラームスピーカ(呼出し用スピーカ、図示せず)、バイブレータ9等を発生源とする磁束を受けることになるが、実施の形態1及び実施の形態2で説明したように、非接触型ICカード50はこれら磁束の影響を打ち消すことができ、携帯電話機100に搭載した場合でもカードリーダライタとの間で円滑に照合処理を行うことができる。

非接触型ICカード50の実装の方法は、携帯電話機のケース(フロント、リア)の内側に貼付け等、或いはケース(フロント、リア)への一体成形等によって、配置・固定することができる。

[0023]

また、図7及び図8の例に加えて、フロントケース側の面(図6に示す面)への実装も可能である。

[0024]

図9は、2つ折れ筐体型の携帯電話機100の斜視図である。

筐体部400には、液晶表示部8があり、筐体部200には、操作キー10、12がある

また、筐体部400と筐体部200はヒンジ部300によって、連結されており、2つ折

(10)

れに折りたたむことができる。

[0025]

図10は、図9に示す携帯電話機100の液晶表示部8の背面からの透視模式図を示す。 図10では、非接触型ICカード50は携帯電話機の筐体部400の背面(液晶表示部8 の裏面側)に配置・固定されている。

非接触型ICカード50は、半導体チップ(CPU、メモリ等)505、電磁誘導コイル503、504からなっており、電磁誘導コイル503、504は互いに巻き方向が逆で、巻き数が同じになるように形成されている。

この場合、非接触型 I C カード 5 0 は、筐体部 4 0 0 の内部に実装されている受話スピーカ(図示せず)或いは、アラームスピーカ(呼出し用スピーカ)(図示せず)、バイブレータ等(図示せず)を発生源とする磁束を受けることになるが、実施の形態 1 及び実施の形態 2 で説明したように、非接触型 I C カード 5 0 はこれら磁束の影響を打ち消すことができ、携帯電話機 1 0 0 に搭載した場合でもカードリーダライタとの間で円滑に照合処理を行うことができる。

非接触型 I C カード 5 0 の実装の方法は、携帯電話機のリアケースの内側に貼付け等、或いは筐体部 4 0 0 の成形品への一体成形等によって、配置・固定することができる。

[0026]

図11は、図9に示す携帯電話機100の液晶表示部8の背面からの透視模式図である。 図11では、非接触型ICカード50は携帯電話機の筐体部400の側面(液晶表示部8の側面側)に配置・固定されている。

非接触型 I C カード 5 0 は、半導体チップ(C P U 、メモリ等) 5 0 5 、電磁誘導コイル 5 0 3 、 5 0 4 からなっている。

この場合においても、非接触型 I C カード 5 0 は筐体部 4 0 0 の内部に実装されている受話スピーカ(図示せず)或いは、アラームスピーカ(呼出し用スピーカ)(図示せず)、バイブレータ等(図示せず)を発生源とする磁束を受けることになるが、実施の形態 1 及び実施の形態 2 で説明したように、非接触型 I C カード 5 0 はこれら磁束の影響を打ち消すことができ、携帯電話機 1 0 0 に搭載した場合でもカードリーダライタとの間で円滑に照合処理を行うことができる。

非接触型ICカード50の実装の方法は、携帯電話機のケースの内側に貼付け等、或いは 筐体部400の成形品への一体成形等によって、配置・固定される。

[0027]

また、非接触型ICカード50は筐体部200の側面(操作キー11、12の側面側)に配置・固定してもよい。

非接触型ICカード50の実装の方法は、携帯電話機の筐体部200のケースの内側に貼付け等、或いは筐体部200の成形品への一体成形等によって、配置・固定される。

[0 0 2 8]

また、非接触型ICカード50を筐体部200の背面(操作キー11、12の裏面側)に配置・固定してもよい。配置・固定の方法は、携帯電話機の筐体部200のケースの内側に貼付け等、或いは筐体部200の成形品への一体成形等によって、配置・固定される。また、非接触型ICカード50を操作キー配置面側に配置・固定してもよい。

更に、非接触型ICカード50を液晶表示部8側へ配置・固定してもよい。

[0029]

なお、本実施の形態で示したように非接触型ICカードを携帯電話機に搭載する場合においても、図1と同様の位置関係になるように非接触型ICカードが配置されている面をカードリーダライタに対向させて非接触型ICカードとカードリーダライタとの間で照合処理のためのデータ送受信を行わせる。本実施の形態においても、図1と同様に、リーダライタの磁束発生コイル1、2に対して、それぞれ電磁誘導コイル503、504が一対一で対応した位置関係を保持することにより、磁束301、401を発生させ効率よく閉じたループ302を形成するようになる。

[0030]

50

20

30

【発明の効果】

このように、本発明によれば、照合処理装置は、所定の巻き数及び巻き方向で形成された第1の電磁誘導コイルと、前記第1の電磁誘導コイルと巻き数が同等で巻き方向が逆の第2の電磁誘導コイルとを備えるため、所定のリーダライタ装置に所定距離以内で接近させた際に、電磁誘導コイルが一つの場合に比べてより多くの起電力を得ることができ、リーダライタ装置との間で円滑に照合処理を行うことができる。

【図面の簡単な説明】

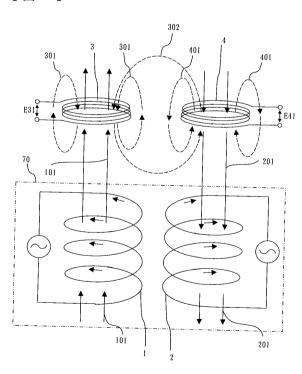
- 【図1】実施の形態1に係る非接触型ID識別システムの動作原理を示す図。
- 【図2】実施の形態1に係る非接触型ICカードの構成例を示す模式図。
- 【図3】外乱が加わった場合の非接触型ICカードの状態を示す図。
- 【図4】実施の形態2に係る非接触型ICカードの構成例を示す図。
- 【図5】実施の形態2に係る非接触型ICカードの構成例を示す図。
- 【図6】実施の形態3に係る一体型の携帯電話機を示す図。
- 【図7】実施の形態3に係る非接触型ICカードを搭載した携帯電話機を示す図。
- 【図8】実施の形態3に係る非接触型ICカードを搭載した携帯電話機を示す図。
- 【図9】実施の形態3に係る2つ折れ筐体型の携帯電話機を示す図。
- 【図10】実施の形態3に係る非接触型ICカードを搭載した携帯電話機を示す図。
- 【図11】実施の形態3に係る非接触型ICカードを搭載した携帯電話機を示す図。
- 【図12】実施の形態1及び2に係る非接触型ICカードの半導体チップの構成例を示す図。

【 図 1 3 】 実 施 の 形 態 1 及 び 2 に 係 る カ ー ド リ ー ダ ラ イ タ の 構 成 例 を 示 す 図 。

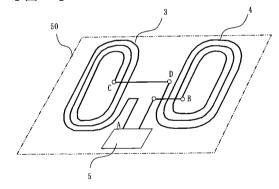
【符号の説明】

1 磁束発生コイル、 2 磁束発生コイル、 3 電磁誘導コイル、 4 電磁誘導コイル、5 半導体チップ、 3 0 電磁誘導コイル、 4 0 電磁誘導コイル、 5 0 非接触型 I C カード、 7 0 カードリーダライタ、 1 0 0 携帯電話機。

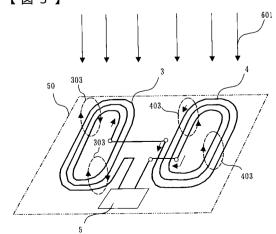
【図1】



【図2】

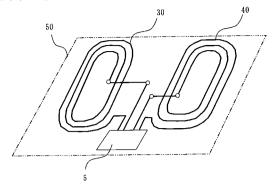


【図3】

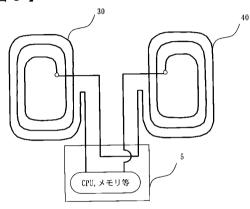


10

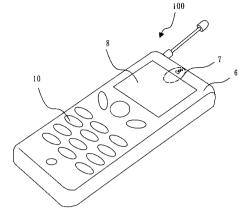
【図4】



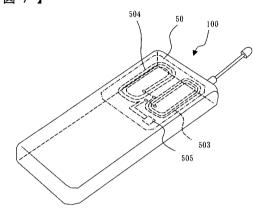
【図5】



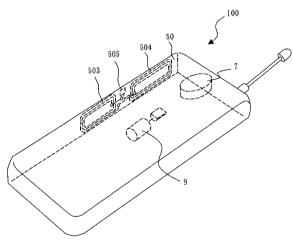




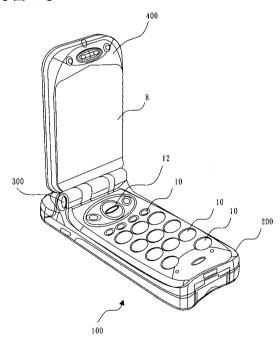
【図7】



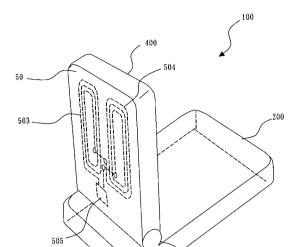
【図8】



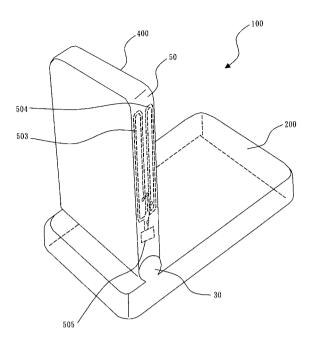
【図9】



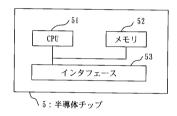
【図10】



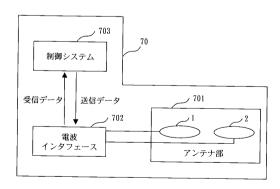
【図11】



【図12】



【図13】



フロントページの続き

(72)発明者 石田 博一

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 三菱電機株式会社内

F ターム(参考) 5B035 AA00 BA03 BB09 CA01 CA08 CA23

5B058 CA01 CA15 CA17 KA29

5K012 AA04 AB02 AC07 AD01 AE10 BA03